

地区整備計画	地区の区分	名称	センター地区
		用途地域	近隣商業地域（200/80）
		面積	約0.8ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	用途地域による用途制限の他に、次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。 1) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 2) 自動車教習所 3) 倉庫業を営む倉庫 4) 畜舎（15㎡を超えるもの） 5) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は200㎡とする。ただし、建築物の用途が住宅又は兼用住宅（事務所、日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店、美容院などを兼ねる住宅で、住居以外の用に供する部分が50㎡以下、かつ、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）にあつては165㎡とする。 ただし、次のいずれかに該当するものについては適用しない。 1) 現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 2) 市長が公益上やむを得ないと認めたもの
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は12mとする。ただし、建築物の用途が住宅又は兼用住宅（事務所、日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店、美容院などを兼ねる住宅で、住居以外の用に供する部分が50㎡以下、かつ、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）にあつては10mとする。
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 1) 出窓、建築物に付属する門又は塀その他これらに類するもの 2) 車庫等で高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以内のもの 3) 物置等で軒の高さ2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以内のもの 4) 市長が公益上やむを得ないと認めたもの
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁、若しくはこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生け垣を基本とし、生け垣以外にあつては透視可能なフェンス又はこれと植栽を組み合わせた構造のもの、その他これらに類するものとする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1) フェンスの基礎及びブロック塀等で高さ0.7m以下のもの 2) 門柱に付属する袖がきがコンクリートまたはブロック等で片側2m以内かつ高さ1.2m以下のもの